

熊本市震災復興発信パネル及び映像貸出要領

制定 平成30年9月28日 政策局復興総室副室長決裁

改正 令和3年3月11日 政策局復興総室副室長決裁

改正 令和3年4月1日 政策局総合政策部広報課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、平成28年熊本地震（以下、「熊本地震」という。）からの復旧・復興の状況を発信し、震災の記憶の風化を防止するとともに、震災の教訓を伝えていくため、熊本市震災復興発信パネル及び映像を貸し出すにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸し出す物品（以下「貸出物品」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(貸出の申込み)

第3条 貸出を希望する者は、「熊本市震災復興発信パネル・映像（DVD）貸出申請書」（別記様式。以下「申請書」という。）を広報課長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、貸出を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を要しない。

(1) 市の機関が使用する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、広報課長が貸出を適当と認める場合

(貸出の可否の決定)

第4条 広報課長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定するものとする。

2 前項において、貸出を許可する場合、広報課長は、必要な条件を付することができるものとする。

(貸出の制限)

第5条 広報課長は、申請書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 第1条に規定する趣旨に反し、熊本地震の広報、啓発、研修、教育等以外の目的に利用する場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動へ利用しようとする場合
- (4) 営利目的に利用しようとする場合
- (5) 次条に規定する利用上の遵守事項に従って使用しないものと認められる場合
- (6) 前5号に掲げるもののほか、広報課長が利用を不相当と認める場合
(利用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定により、貸出許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 貸出物品の複製又は転貸を行わないこと。
- (3) 許可された貸出期間を守ること。
- (4) 屋外や火気及び危険物等の付近では使用しないこと。
- (5) 利用に際して発生した事故等については、利用者の責任で適切に処理すること。
- (6) 第4条第2項の規定により付された条件に従って利用すること。

(貸出の取消し)

第7条 広報課長は、利用者が前条に違反していると認めるときは、貸出を取り消すことができる。

(貸出期間)

第8条 貸出期間は、原則として、2週間以内とする。

(貸出費用)

第9条 貸出に係る使用料は、無償とする。ただし、貸出にあたり、郵送を希望する場合は、利用者が送料を負担するものとする。

(実績報告)

第10条 利用者は、貸出物品の返却後、利用実績を確認できる資料を広報課長へ提出しなければならない。

(事故等)

第11条 貸出物品の運搬又は利用中に事故が発生した場合は、利用者が一切の責任を負うものとし、速やかに広報課長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、貸出物品を紛失、損傷又は汚損したときは、その補修等に係る費用を負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月11日 政策局復興総室副室長決裁)

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日 政策局総合政策部広報課長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	規格
熊本市震災復興発信パネル (2021年3月作成)	A1サイズ、15種類
熊本市震災復興発信映像 (2021年3月作成)	DVD、16分48秒、日本語・英語対応

備考 熊本市震災復興発信パネルについては、希望するパネルのみの貸出も可能とする。

熊本市震災復興発信パネル・映像（DVD）貸出申請書

熊本市政策局総合政策部広報課長 様

以下のとおり、熊本市震災復興発信パネル・映像（DVD）の貸出を申請します。

【申請者】

(ふりがな)	
申請者（機関）名	
(ふりがな)	
代表者職・氏名	
(ふりがな)	
担当者職・氏名	
住所	〒
電話番号	() -
FAX番号	() -
メールアドレス	@

【申請内容】

貸出内容	パネル ・ 映像	
利用目的	催事名	
	催事概要(趣旨)	※チラシ等があれば添付してください。
	入場料の有無	有 ・ 無
	募金の有無	有（募金先： ） ・ 無
	パネル・映像 使用目的	
利用場所		
利用期間 ※事前に電話にて仮予約 を行ってください。	到着希望日	年 月 日 ()
	展示期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
	返却発送予定日	年 月 日 ()
受取・返却方法	郵送 ・ 熊本市役所で直接受取返却	
(郵送の場合) 送付先住所・宛名	〒	

【貸出条件】

- 熊本地震の広報、啓発、研修、教育を目的とした使用に限ります。他目的への使用のほか、法令及び公序良俗に反するおそれがある場合や、特定の政治・思想及び宗教の活動への使用、営利目的での使用等はできません。また、複製、転貸を禁じます。
- 貸出は無償ですが、送料等については主催者の負担となります（熊本市より着払いで発送します）。ただし、熊本市役所本庁舎（熊本県熊本市中央区手取本町1-1）での受取・返却も可能です。
- 貸出期間は、原則として、郵送・返却期間を含む2週間以内とします。
- 使用後は、使用実績を確認できる資料（展示の様子を撮影した写真等）を熊本市へ提出してください。
- 屋外や火気及び危険物等の付近では使用はしないでください。紛失または著しい損傷・汚損等があった場合には、その補修等に係る費用を負担いただくことがあります。

重要：必ずご確認ください。

貸出の可否については、申請書の内容を審査の上、担当者様へ連絡します。提出にあたっては、原則として利用開始日の2週間前までに申請いただきますようお願いいたします。

熊本市記入欄

受付	承認	貸出(発送)	返却